

専用水道水道事務月報 審査基準

水道法施行細則

(水質検査結果等の報告)

第十九条 専用水道の設置者は、法第三十四条第一項において準用する法第二十条第一項の水質検査、法第三十四条第一項において準用する法第二十一条第一項の健康診断、施設の名称、日常の管理者の氏名及び連絡先、月間の総配水量及び消毒用塩素の使用量その他特記すべき事項について、毎月の状況を、専用水道水道事務月報(別記第二十六号様式)により、当該月の翌月の末日までに、知事に報告するものとする。